

令和6年（ワ）第23号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

上申書
(被告ら提出の証拠申出書に対する意見)

2025年12月9日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 村 健 夫



同 弁護士 近 藤 正 道



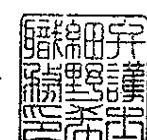
同 弁護士 和 田 光 弘



同 弁護士 上 野 祐



同 弁護士 細 野 希



頭書事件について、被告ら提出の証拠申出書（令和7年11月28日付）による証人尋問の申出に対し、以下のとおり意見を上申する。

第1 意見の趣旨

被告らによる証人尋問の申出は却下すべきである。

第2 理由

- 1 被告らは、丸山綾子及び長谷川雅一の証人尋問の申出を行うにあたり、被告らの表現行為が公共性・公益性・真実性（又は信実相当性）を備えているか否かが争点の一つであり、その判断の前提として、確認会の性格・実態、及び県教委と原告新潟県連の関係の具体像を事実として確定する必要がある、と主張する。

そのうえで、上記2名の証人尋問により、確認会の場で何が行われたかという事実関係、及び、新潟県の教育行政における部落問題の位置づけの一般論を確認することを、立証趣旨として主張する。

- 2 しかし、以下の理由から上記2名の証人尋問を実施する必要性は認められない。

すなわち、被告ら提出の新潟県情報公開審査会「新潟県情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）」（乙27）p9の(3)には、被告らの主張に対して、「実施機関が、確認会等の場において、差別事案の原因究明、再発防止を目的として取得した生徒のプライバシーに関わる情報を当該目的以外で団体に提供するなどの不適切な取扱いが行われている事実は認められなかった。」と認定・判断されている。

このように、情報公開審査会の認定・判断として、県教委と原告新潟県連の関係や確認会について、被告らが主張するような不適切なところは認められなかったものであり、被告らの表現が公益性や公共性を備えていないこと、真実性あるいは真実相当性が認められないことは明らかになったと言える。

よって、上記2名の証人尋問を実施する必要性は認められない。

- 3 さらに、以下の理由から上記2名は適正証人とは認められない。

すなわち、被告らが想定する立証趣旨及び尋問事項について、上記2名が的確に証言できることを示す資料は何ら存在しない。

丸山証人に関する尋問事項について、確認会のやり取りについては、令和5

年2月3日開催からかなりの年月が経過していることから具体的な証言が得られることは期待できない。

長谷川証人に関する尋問事項について、新潟県の教育行政における部落問題の位置づけという抽象的な内容を具体的に証言できるとは考えられない。

よって、両名が適格証人であるとは認められない。

4 以上によれば、被告らの求める証人尋問の申出は却下すべきである。

以上